

山田石油サービス株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施期間

<目標1> (次世代法・女性活躍推進法共通)

全社員の一人当たりの年次有給休暇取得率を70%以上とする。

<実施期間・取組内容>

令和5年 8月～	年次有給休暇の取得状況を把握する
令和5年 10月～	毎月の有休休暇取得率をデータ化し、上司に情報提供する
令和6年 4月～	各部署において年次有給休暇の取得計画を策定、取得促進のための取組みの開始

<目標2> (次世代法)

男性社員の育児休業の取得を促進する。

<実施期間・取組内容>

令和5年 8月～	現行の出産・育児に関する情報をまとめる
令和6年 4月～	男性社員の育児休業取得に関する制度や事例について周知する
令和6年 4月～	配偶者が出産した男性社員を対象に、育児休業取得を進めるとともに、支援の方法等の情報提供を行う。